

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 同乗者負傷   |
| 発生日時  | 平成28年6月19日 11時30分ごろ   |
| 発生場所  | 福岡県福岡市今宿海水浴場北西方沖<br><small>いましゆく</small><br><small>とくなが</small> 徳永四等三角点から真方位134°750m付近<br>（概位 北緯33°35.1′ 東経130°16.1′）   |
| 事故の概要   | 水上オートバイBETANAGIは、発進した際、同乗者1人が落水して負傷した。  |
| 事故調査の経過   | 平成28年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br><small>船種船名、総トン数</small><br><small>船舶番号、船舶所有者等</small><br><small>L×B×D、船質</small><br><small>機関、出力、進水等</small> | 水上オートバイ BETANAGI、0.1トン<br>290-64114福岡、個人所有<br>2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP<br>ガソリン機関、221.0kW、平成27年7月  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 28歳<br>特殊小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成27年4月28日<br>免許証交付日 平成27年4月28日<br>（平成32年4月27日まで有効）<br>同乗者A 男性 18歳  |
| 死傷者等  | 重傷 1人（同乗者A）   |
| 損傷  | なし  |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |
| 事故の経過   | 本船は、船長が前部シートに乗り、同乗者Aを後部シートに乗せ、平成28年6月19日11時30分ごろ北東方沖に向けて今宿海水浴場北西方の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を発進した。<br>船長は、同乗者Aが乗船するときに「その辺を持つように」と指示し、北東方に向けて発進する際に同乗者Aに発進する旨の声を掛けた。<br>同乗者Aは、後部シートに沿うように取り付けられたグリップを両手で後ろ手につかんで発進に備えた。 |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>船長は、同乗者Aの返事を確認し、スロットルレバーを軽く握ったり放したりの操作を3回ほど行って発進させたところ、同乗者Aが後方に落水した。</p> <p>船長は、本船を回頭させ、同乗者Aに近寄ったところ、同乗者Aが臀部の痛みを訴えたので、本船の船尾部に乗せたが、同乗者Aが負傷しているとは思わずに遊走を再開した。</p> <p>船長は、同乗者Aが再び痛みを訴えたので本件砂浜に引き返し、本件砂浜で約20分間同乗者Aの様子を見守っていたが、臀部からの出血及び容体の悪化を認めたので、友人に119番通報を依頼した。</p> <p>同乗者Aは、病院に搬送され、外傷性直腸穿孔及び外傷性肛門裂傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>  |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、平成27年3月に中古の水上オートバイを購入し、平成28年5月18日に新造の本船に買い換え、6月19日11時15分ごろ初めて本船を進水させ、操縦を始めたところであった。</p> <p>本船の取扱説明書には以下のような記載があり、操縦ハンドル手前のグローブボックスの蓋に貼り付けられたラベルにも同様の警告が記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体腔（腔や肛門）内負傷を防ぐため、全ての乗員はウエットスーツパンツ等を必ず着用してください。</li> <li>・ 通常の水着では身体を十分に保護できません。<br/>強烈な水圧による体腔（腔や肛門）内負傷危険<br/>落水の衝撃による水圧を受けた場合、またはジェットノズルの近くで強い水圧を身体に受けた場合、肛門や腔といった体の開口部分から体内に水が浸入し、腹部臓器を著しく損傷し、死亡や重傷に至る恐れがあります。</li> <li>・ 乗船する前に、操縦者は同乗者に対してすぐ前の人につかまるかシートバンドをつかむように、また、バランス保持のため両足をデッキにおくように指示しなければなりません。</li> </ul> <p>船長は、ウォータージェット推進装置の噴流の危険性や、同乗者の搭乗姿勢等に対する注意義務があることを、特殊小型船舶操縦士の免許取得時の講習時に教わっていたが、ウォータージェット推進装置の噴流の危険性及び船長としての注意義務を失念しており、また、本船の取扱説明書に同様の記載があったが、同説明書を読んでいなかったため、後ろを振り向いて同乗者Aの体勢を確認していなかった。</p> <p>本船の前部シートの後部には、同乗者用のシートバンドが、後部シートの後方にはグリップ（水上スキーヤー等をえい航するとき、同乗者が後方に向いて腰を掛けて座って見張りをするとき等に使用する握り手）が、それぞれ取り付けられていた。(写真1参照)</p> |

|  |   |
|--|---|
|  |  <p style="text-align: center;">写真1 シートバンド及びグリップの状況</p> <p>同乗者Aは、本船が発進したときの加速度に耐えられず、後方に落水したが、グリップではなくシートバンドをつかんでおけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>同乗者Aは、膝上約5cmのトランク型水着を着用していた。</p> <p>同乗者Aの家族は、本事故後、同乗者Aが着用していた水着に破損がなかったことを確認した。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、船長が、本件砂浜から本船を発進させた際、同乗者Aが、発進時の加速度に耐えられず、後方に落水したことから、ウォータージェット推進装置の噴流が下半身開口部から体腔内に入り、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ウォータージェット推進装置の噴流の危険性及び同乗者の搭乗姿勢等に対する注意義務を失念していたことから、シートバンドをつかむように指示していなかったものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p>   | <p>本事故は、船長が、本件砂浜から本船を発進させた際、同乗者Aが、発進時の加速度に耐えられず、後方に落水したため、ウォータージェット推進装置の噴流が下半身開口部から体腔内に入ったことにより発生したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>参考</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、同乗者に対し、落水した際のウォータージェット推進装置からの噴流による負傷の危険性を説明すること。</li> <li>・船長は、同乗者が落水を防止する体勢を整えたことを確認してから発進すること。</li> </ul>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイに同乗する者は、落水した際のジェット噴流に備え、身体を保護できるウェットスーツパンツ等を着用することが望ましい。</li></ul> |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

